



千葉県市川市の行政書士 <http://hoshikawa.gyosei.or.jp>

行政書士リバースター法務事務所

いつでもお気軽にご相談下さい！ hoshikawa@gyosei.or.jp
〒272-0033 千葉県市川市市川南 1-10-1 ザタワーズウエスト 2414
TEL 047-322-5239

事務所通信・スターダスト 2013年6月

この事務所通信は当事務所のお客様および名刺交換をさせていただいた皆様にお送りさせていただいております

1 通信送付のご挨拶

謹啓 初夏の候、ますますご繁栄の事とお喜び申し上げます。いつも格別なお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

所属する様々な団体で総会を迎えるシーズンとなりました。新たな事業計画を立て、新たな役職で本格的に事業に臨むこととなります。気合の入れなおしという意味でも良い契機となっています。

本業では、国民の利便性に資するという行政書士の理念に立ち還りこれからもより一層精進して参ります。 謹白

行政書士リバースター法務事務所 代表 星川 清房



2 近況のお知らせ

(1) 市川商工会議所青年部総会を開催しました

5月14日(火)、午後6時30分から市川グランドホテルにて、市川商工会議所青年部第1回定期総会が開催されました。当事務所代表は拡大研修委員長として、片岡商工会議所会頭より正式に委嘱状を頂戴し、委員長として今年度の青年部活動を進めていくこととなりました。

(2) 千葉県行政書士会葛南支部総会を開催しました

11日(土)13時から、船橋グランドホテルにて本年度の行政書士会葛南支部総会が開かれました。私は平成25年度も引き続き、支部幹事(市川市)を務めることになりました。幹事は、市役所無料相談の運営、各研究部会の運営、広報月間など様々な役割がありますが、本業とともに頑張って会務も務めたいと思っております。

(3) 日本行政書士政治連盟千葉会の幹事を務めることになりました

本年度より、日本行政書士政治連盟千葉会の幹事を当事務所代表が務めることになりました。議員立法である行政書士法を守り、より国民の利便性に資するためにも政治連盟の役割は大切だと考えております。地元政治家の方々との繋がりから会長より推挙していただきました。今後はこうしたつながりを大切に、職務を全うしたいと思っております。

25日、政治連盟千葉会定期総会及び千葉県行政書士会定期総会が海浜幕張で開催され、参加して参りました。

(4) 千葉県行政書士車庫部会葛南地区委員を務めることになりました

車庫証明を中心とした業務を行う行政書士で組織される千葉県行政書士車庫部会の総会が、4月27日に千葉市内で開催されました。当事務所代表は、25年度は葛南地区委員を務めることになりました。車庫証明書の取得が行政書士業務



であることを積極的にアピールしていきたいと考えております。

(5) 青色防犯パトロールを実施して参りました

17日午後、市川商工会議所青年部が毎年実施している青色防犯パトロールに参加して参りました。青色防犯パトロールは、犯罪の抑止効果としてとても効果のあることが実証されており、市川市だけでなく、多くの市町村で実施されています。日中の午後は小学生の通学路を中心に訪問し、警戒にあたっております。市川に限らず千葉ではひったくりが多く、ひったくり犯から市民を守るためにも青パトに乗り今後も巡回をしてまいりたいと思っております。

(6) 第1回 MF 交歓会を開催しました

25日午後、市川文化会館で、花と千葉にゆかりのある異業種交流会「MF 交歓会」の第1回を開催しました。当日は15名の方にお集まりいただき、遠くは福岡から足を運んでいただきました。行徳と江戸の塩という題で市川案内人の会の藪下さんにお話をしていただき、千葉を学び、その後参加者の意見交換を行い、大いに盛り上がりました。

3 業務インフォメーション

1) 各種許認可の有効期限は大丈夫でしょうか。許認可事項の変更届の届出代行もいたします

御社の現在取得している許認可の期限は、目前に迫っていませんか。書類作成代行だけでなく、申請・届出のみの代行も承っておりますので、ご確認の上、御用命ください。決算期前後は許可期限が近いものが多いことがあります。許可書等をご確認ください。

2) 開業セミナーを開催いたします

独立開業を考えている方、副業での開業を考えている方、従業員の独立支援を考えている経営者の方、どなたも大歓迎の「開業セミナー」を私が参加するサンプラチャプター士業連携チームが企画しました。3回目の開催となります。

7月13日(土)14時から16時まで、千代田区神田神保町の東宝土地株式会社貸し会議室において「開業セミナー～開業の手続き、ノウハウを一気に獲得～」を開催します。

内容は、第一部が「開業時の手続きの大変さ体験談」として、台東区谷中よみせ通りでこの春開店したピアパブイイさんを迎え、インタビュー形式で開業時の苦労をお聞きします。

第2部として、各士業から開業時の注意事項をお話致します。税理士、社労士、司法書士、行政書士がそれぞれの分野の視点からお話します。第3部として、質疑応答、個別相談を行います。途中退出も可能です。

このセミナーを受講すると、開業の道のりが見え、必要な手続きがわかります。参加者には、開業に必要な手続きがわかる小冊子を差し上げます。参加費は1,000円。参加申し込みは、office@matsuyama-sr.comまでメールで、「参加者のお名前」「携帯電話番号」「メールアドレス」「創業予定の業種」をお送り下さい。当事務所にお問い合わせいただいても大丈夫です。多くの方々のご参加をお待ちしております。

3) NPOの事業報告書の作成は大丈夫でしょうか

NPO(特定非営利)法人を自分たちで設立したのはいいけど、その後の事務はボランティアなのでなかなか手がついていないなんて話ございませんか。NPO法人は、条例で定めるところにより、毎事業年度1回、前事業年度の事業報告書等を事業年度終了後3カ月以内に提出しなければなりません(法29)。なお、所轄庁は、上記事業報告書等について、NPO法人から3年以上にわたって提出が行われなときは、NPO法人の設立の認証を取り消すことができます(法43①)。そうなのです。うかうかしているNPO法人の認証を取り消されてしまうことも…。そうなる前にご相談を!



気になったらすぐにお電話を 047-322-5239